

【水道メールマガジン】 第2号(2019年3月)

県庁生活衛生課です／業務に役立つ情報 ～水道にかかわる最近の議会質問～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です

先月から発行を始めたメルマガですが、少しでも皆さんに役に立つ

情報を発信したいと思っています。

「こんな話題で書いてほしい」とかのご要望があれば、このメール

への返信で結構ですのでご連絡ください。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題

第2号 「水道にかかわる最近の議会質問」について

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

第2号である今回は

『水道にかかわる最近の議会質問』について、お話します。

最近、水道にからんで、皆さんの市町でも議員の方々や住民の方から、

質問が寄せられることも多いと思います。

実際、市町を訪問させていただくなかで、「こういうことを聞かれて

いるのだけど」というお話もお伺いします。

そこで、最近、県議会から聞かれた質問とそれに対する県の答弁の

要旨をピックアップしますので、議員の皆さんや住民の方々からの

問い合わせの参考にさせていただければと思います。

【水道法改正関連】

(Q)水道法改正案では、官民連携の推進が挙げられており、民間事業者が経営主体となるコンセッション方式が可能となるが、県民のライフラインである水道に関することであるため、慎重な取組が必要と考えている。

法改正を踏まえて、県としてどのような方針で取り組んでいくのか。

また、県民に対して、充分かつタイムリーに対応・取組状況を説明していくのか。

(A)水道は最も基本のライフラインであるため、適切な料金で長期かつ安定的な経営が可能かを市町において慎重に検討する必要があると考えており、民間事業者でも事業リスクを考慮する必要があることから、直ちに導入が進むものではないと認識している。

今後は共同委託など、更に効率的な官民連携に取り組むなど水道事業の基盤強化を図るとともに水道法改正について、ホームページ等を通じ県民にも周知していきたい。

(Q)官民連携のコンセッション方式の導入については、メリット・デメリットも分析したうえでの慎重な検討が必要と考えるが、今回の水道法改正を踏まえた県営水道のあり方をどう考えているか。

(A)コンセッション方式については、従前より県営水道では浄水場運転管理委託などの官民連携を活用し、効率的な運用の下、安全・安心な水の安定的に供給できる体制を整えているため、当面は導入の必要はないと考えている。

【広域連携関連】

(Q) 水道事業が抱える諸課題に対し、兵庫県水道事業のあり方懇話会

の報告書で提言された、広域連携の検討・実施、技術支援の仕組みづくり、財政措置・制度改正の国への要請・提案を実行していくためには、県の果たす役割は大きく、調整役ではなく、リーダーシップをもって取り組んでいく必要があるが、持続可能な水道システムの確立のために、県としてどのように取り組んでいくのか。

(A) 提言の実現には課題も多いことから、県がリーダーシップを取る

必要があると認識しており、地域別協議会において、提言の実現に向けた方策を市町とともに検討している。

また、まちづくり技術センターを核とした技術支援を行っており、さらに、近畿ブロック知事会議等、あらゆる機会を通じて財政措置等を国に対して積極的に働きかけ、持続可能な水道システムを確立するため、諸課題を解決する方策を進めていく。

今号で取り上げたのは、最近の一例ですが、県議会での質問、答弁は、以下のページで検索できますので、ご活用ください。

<http://www.kensakusystem.jp/hyogopref/index.html>

また「こんなこと聞かれているのだけど、どう答えればよいか」などの

ご質問があれば、当課までお問い合わせください。

■ □ _____

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

□ ■ _____